資料2-1

改正動物愛護管理法の概要
（本検討会関係部分抜粋）

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

2019年改正！

全65条→全99条

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後５年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）　**②マイクロチップの装着の義務づけ**

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

1．動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2．第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

①登録拒否事由の追加
②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
　遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
③犬・猫の販売場所を事業所に限定
④出生後56日（８週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3．動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
　・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
④動物虐待に対する罰則の引き上げ
　殺傷：懲役５年、罰金500万円←懲役２年、罰金200万円
　虐待・遺棄：懲役１年、罰金100万円←罰金100万円

4．都道府県等の措置等の拡充

①動物愛護管理センターの業務を規定
②動物愛護管理担当職員の拡充
③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5．マイクロチップの装着等

①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6．その他

①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
②獣医師による虐待の通報の義務化
③関係機関の連携の強化
④地方公共団体に対する財政措置
⑤施行後５年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

2019年改正！

附則第1条

施行日（附則第１条）

○公布から１年以内

下記以外の改正事項全般

○公布から２年以内

- 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- 出生後５６日を経過しない犬・猫の販売規制

※いわゆる８週齢規制

○公布から３年以内

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般

飼養・保管等の基準

第７条第７項　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 **「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」**
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） **「展示動物の飼養及び保管に関する基準」**
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 **「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」**
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 **「産業動物の飼養及び保管に関する基準」**

2019年改正！

第7条第1項

よるべき基準を定めているときは、それらの基準を遵守する責務があることを明確化

2019年改正！

動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化　第37条

○第３７条（要約）
犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならない。

↑　努力義務から義務化へ

2019年改正！

動物の適正飼養のための規制の強化

都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査を規定

②不適正飼養等に係る指導等の拡充

第25条第1項

- 不適正飼養等により、生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができる。

↓

原因者全般への指導権限を付与

- 多頭飼育に限定しない
- 飼養管理を行う者に限定しない

③不適正飼養者への立入権限の付与

第25条第5項

- 不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合

↓

報告徴収、立入検査の権限を規定

動物愛護管理法の主な罰則

主な罰則	
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 第44条第1項	5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 第44条第2項、3項	１００万円以下の罰金 又は1年以下の懲役
無許可で特定動物を飼養保管した者	６ヶ月以下の懲役又は １００万円以下の罰金
無登録で第１種動物取扱業を営んだ者	１００万円以下の罰金
無届出で第２種動物取扱業を営んだ者	３０万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	５０万円以下の罰金

赤字は、2019年改正！

動物の虐待とは

「愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待」（法第44条第2項）

改正による例示の追加に留意！

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う、行わせる	**やらなければならない行為をやらない**
• 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使すること　など • 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む	• 健康管理をしないで放置 • 病気を放置 • 世話をしないで放置　など

※愛護動物とは

① 飼い主の有無にかかわらない全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」

② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

2019年改正！

都道府県等の措置等の拡充

①動物愛護管理センターの業務を規定

第37条の2

○都道府県等は、動物愛護管理に関する事務を所掌する部局又は施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする

※動物愛護管理センターが行う業務
（１）動物取扱業の登録、届出、並びに監督
（２）動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
（３）特定動物の飼養又は保管の許可、監督
（４）犬・猫の引取り、譲渡し等
（５）動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
（６）その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

※中核市は（4）～（6）に掲げる業務

②動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化

第37条の3

（１）「動物愛護管理担当職員」と規定
（２）動物愛護管理担当職員の必置化
（３）指定都市及び中核市以外の市町村（特別区を含む。）については努力規定

2019年改正！

その他

①獣医師による虐待の通報の義務化　第41条の2

○みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、遅滞なく都道府県等に通報することを義務化

↑　努力義務から義務化へ

②関係機関の連携の強化　第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加
（１）動物愛護管理担当職員の設置
（２）畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
（３）地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言

2019年改正！

附則第8条、9条

改正に伴う検討事項（附則８、９条）

○８条１項
（１）動物を取り扱う学校
（２）試験研究・生物学的製剤の製造その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者

→ 動物取扱業に追加することその他適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討

○８条２項
・両生類の販売、展示等の業務実態等を勘案し、規制の在り方について検討

○８条３項
・動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、規制の在り方全般について検討

○９条１項
・多数の動物の飼養又は保管の状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討

○９条２項
・愛護動物の範囲について検討

○９条３項
・動物が科学上の利用に供される場合

→ 動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、利用に供される動物の数を少なくすること等、動物の適切な利用の在り方について検討

2019年改正動物愛護管理法附帯決議

1. 自治体による事業者規制の実効性確保
2. 事業者の遵守基準の具体化、研修実施、立入検査体制の検討
3. 業種や事業規模に応じた規制の細分化の検討
4. 野生由来動物の飼養に係る周知徹底、展示施設の飼養管理基準の在り方検討
5. 第２種事業者（譲渡団体）への譲渡に係る適正指導の周知
6. 虐待事例の分析評価、自治体の人材育成、連携強化、普及啓発
7. 特定動物（危険動物）の規制措置、アニマルウェルフェアの確保に係る検討
8. 必要な体制及び職員数の充実
9. 地域の実情に配慮した所有者不明の犬猫の引取拒否要件の設定
10. 自治体の動物収容施設の施設・管理水準に係る指針の策定
11. マイクロチップリーダーの配備の促進、情報の一元管理の徹底
12. 産業動物の飼養保管基準の周知・遵守の徹底
13. 諸外国のアニマルウェルフェア及び脊椎動物の苦痛の感受性の調査研究、制度運用事例等の収集・整理、５つの自由に配慮した制度の理解の浸透・周知等